

令和 2 年 5 月 8 日
米沢キャンパス長決定

米沢キャンパスにおける新型コロナウイルス蔓延を防ぐための対応について

標記のことについて、教職員の出張及び県外移動に伴う取扱い等については、下記のとおりとします。

記

＜期間：令和 2 年 5 月 1 1 日～令和 2 年 5 月 3 1 日＞

1. 「出張」について

○期間内の教職員の県外への出張は、原則禁止とする。ただし、やむを得ない事由により出張が必要となる場合は、事前に理由書（任意様式）を提出いただき、キャンパス執行部でその是非を判断する。

2. 「飲食を伴う会合への参加」について

○期間内の教職員の飲食を伴う会合への参加は、禁止とする。

3. 「学外者の来訪」について

○期間内に県外者を招いたイベント及び会議（打合せを含む）の開催については、原則禁止とする。ただし、やむを得ない事由により学外者の来訪が必要となる場合は、事前に理由書（任意様式）を提出いただき、キャンパス執行部でその是非を判断するとともに、指示に従い実施する。

4. 「県外移動」について

○上記 1 の出張に限らず、県外へ移動した場合（通勤等の通常生活での移動を除く）は、自宅に戻られてから 1 4 日間は在宅勤務とする。

※単身赴任等で週末に県外にある自宅等と往来する必要がある教職員については、移動先、移動方法及び不特定他者との接触等に応じて、米沢キャンパス執行部が個別に判断する。